

一般社団法人ライフサポート行動計画（第一期）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年10月1日～平成32年9月30日までの2年間
2. 内容

<目標1>

- ・年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 平成30年10月1日～ | ・年次有給休暇の取得譲許を把握する |
| 平成30年12月1日～ | ・年始年末休暇を連続して取得できる体制を作る |
| 平成30年12月1日～ | ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る |

<目標2>

- ・年次有給休暇の取得率を50%とする。

(式) 全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）×100 (%)

<対策>

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 平成30年10月1日～ | ・年次有給休暇の取得譲許を把握する |
| 平成30年12月1日～ | ・年始年末休暇を連続して取得できる体制を作る |
| 平成30年12月1日～ | ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る |

<目標3>

- ・所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 平成30年10月1日～ | ・所定外労働の実態の把握 |
| 平成30年12月1日～ | ・ノー残業デーを設定・実施し残業時間の抑制を図る |
| 平成30年12月1日～ | ・労使の話合いの機会の整備 |
| 平成31年2月1日～ | ・全体的な業務量の偏りが解消できるように人員配置を検討 |

<目標4>

- ・所定外労働時間を60%削減する。

<対策>

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 平成30年10月1日～ | ・所定外労働の実態の把握 |
| 平成30年12月1日～ | ・ノー残業デーを設定・実施し残業時間の抑制を図る |
| 平成30年12月1日～ | ・労使の話合いの機会の整備 |

平成 31 年 2 月 1 日～ ・ 全体的な業務量の偏りが解消できるように人員配置を検討

<目標 5>

・ 所定外労働時間を月 5 時間以内とする。

<対策>

平成 30 年 10 月 1 日～ ・ 所定外労働の実態の把握

平成 30 年 12 月 1 日～ ・ ノー残業デーを設定・実施し残業時間の抑制を図る

平成 30 年 12 月 1 日～ ・ 労使の話合いの機会の整備

平成 31 年 2 月 1 日～ ・ 全体的な業務量の偏りが解消できるように人員配置を検討

<目標 6>

・ 短時間勤務制度（始業・終業時間の繰上げ・繰下げ、所定外労働をさせない制度）の利用を促進する。

<対策>

平成 31 年 2 月 1 日～ ・ 社内報等による周知・啓発の実施・管理職を対象とした研修の実施

平成 31 年 3 月 1 日～ ・ 制度対象従業員に対する講習会の実施

<目標 7>

・ 育児の為の短時間勤務制度を、1 日の所定労働時間の短縮の幅を選択したり、週又は月の所定労働時間・日数を短縮したりすることもできる柔軟な制度とする。

<対策>

平成 31 年 2 月 1 日～ ・ 従業員のニーズの把握、検討開始

平成 31 年 3 月 1 日～ ・ 小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める

平成 31 年 3 月 1 日～ ・ 制度の導入、社内報等による従業員への周知

<目標 8>

・ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を導入する。

<対策>

平成 31 年 2 月 1 日～ ・ 従業員のニーズの把握、検討開始

平成 31 年 3 月 1 日～ ・ 小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める

平成 31 年 3 月 1 日～ ・ 制度の導入、社内報等による従業員への周知

<目標 9>

・ 子どもを育てる労働者が子育ての為のサービスを利用する際に要する費用の援助を行う仕組みを導入する。

<対策>

- | | |
|------------------|----------------------|
| 平成 31 年 1 月 1 日～ | ・従業員へのニーズの把握 |
| 平成 31 年 2 月 1 日～ | ・社内検討会での検討開始 |
| 平成 31 年 4 月 1 日～ | ・制度導入、社内報等による従業員への周知 |

<目標 10>

- ・小学校就学前までの子の育児にも利用できる休暇制度を導入する。

<対策>

- | | |
|------------------|----------------------|
| 平成 31 年 1 月 1 日～ | ・従業員へのニーズの把握 |
| 平成 31 年 2 月 1 日～ | ・社内検討会での検討開始 |
| 平成 31 年 4 月 1 日～ | ・制度導入、社内報等による従業員への周知 |